

事業評価手法の改定案概要

「事業計画の必要性」の評価の改定案

背景及び課題

- 切迫する大規模な地震・津波災害への備えとして、防災・減災対策のより一層の強力な推進が必要。
- 狭あいの評価では、必要延べ面積は略算式により算出することとしており、積み上げにより適切に算出した必要延べ面積を評価に使用できず、正確な評価という観点から検討の余地あり。

防災機能の不備に対する評価の明確化

○「防災機能の不備」を計画理由の一つとして新設

【従前】

計画理由	内容
施設の不備	必要施設の不備
衛生条件の不良	採光、換気不良



【改定案】

計画理由	内容
防災機能の不備【新設】	災害時の必要機能の不備
施設の不備	必要施設の不備
	採光、換気不良【統合】

積み上げによる必要延べ面積の採用

○略算式による算出を取り止め、積み上げにより適切に算出した必要延べ面積を採用

$$\text{面積率} = \text{現有延べ面積} / \text{必要延べ面積}$$

【従前】

$$\text{必要延べ面積} = 7.4N \times 1.1 + 0.4N$$

【改定案】

積み上げにより算出した必要延べ面積を採用

備考

- ・「N」は、新営一般庁舎面積算定基準に基づき算定した換算人員を示す。
- ・RC造、延べ面積900㎡以上1,500㎡未満の場合の略算式。

○「防災機能の不備」の評価の明確化

【従前】

計画理由	100	40	備考
施設の不備	業務の履行が著しく困難	業務上好ましくない	増築できる場合、主要素としない

評価例

- ・構造体の耐震不足 (改修できない場合)
- ・構造体の耐震不足 (改修できる場合)



【改定案】

計画理由	100	40	備考
防災機能の不備	機能が不備で、運用による代替ができない	機能が不備で、運用による代替が十分できない	改修できる場合、主要素としない

評価例

- ・構造体の耐震不足
- ・対津波性能不足に対して代替拠点を確保できない (改修できる場合、10分の1を乗じる)
- ・対津波性能不足に対して確保した代替拠点の機能が十分でない (改修できる場合、10分の1を乗じる)

その他

- 目的の明確化
- 評点の算出過程の明確化
- 表現の適正化

「事業計画の効果」の評価の改定案

背景及び課題

○平成29年1月に実施した事業評価監視委員会において、有識者委員より以下の2点について指摘あり。

(1) BCPに関する評価項目の追加

防災機能をBCPの観点から適切に評価できる評価手法の見直しが必要ではないか。

(2) 事後評価の基準時点の明確化

現行の規定は事業完了後3年目に事後評価を実施することのみを定めており、評価の対象をどの時点とするのか明確でないことから整理が必要ではないか。

(1) BCPに関する評価項目の追加

○施策に基づく付加機能(B2)の施策メニューに、業務継続のための特別な対策として、以下の2項目を追加。 【従前】

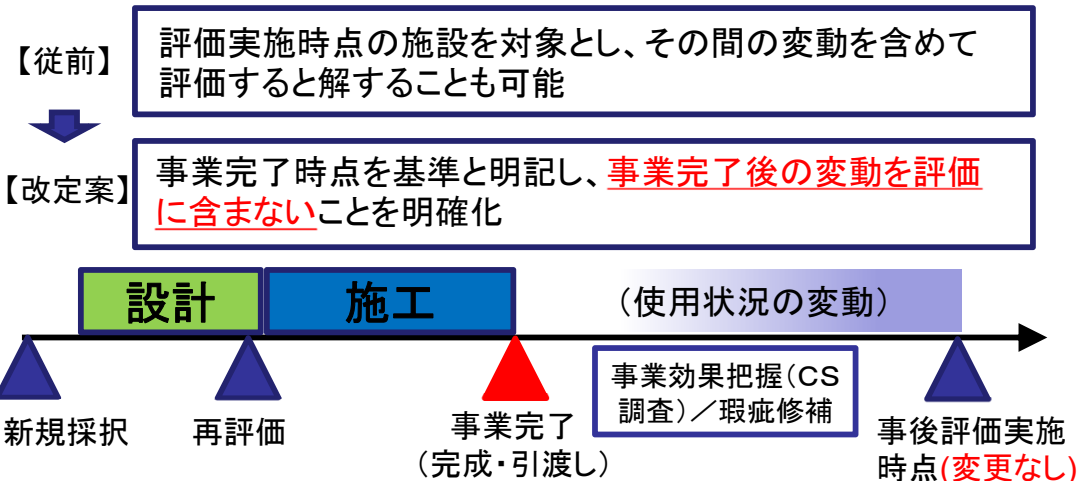
評価項目	評価	取組状況	評価要領
防災性	A	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <施策※1>火災への特別な対策(ガス消火など)／浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など)／強風への特別な対策(ビル風対策など)／落雷への特別な対策(高度な雷保護など) </div>
	B	右の施策が1つ取り組まれている。	
	C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。	
	D		

【改定案】

<施策※1>火災への特別な対策(ガス消火など)／浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など)／強風への特別な対策(ビル風対策など)／落雷への特別な対策(高度な雷保護など)／**構造体に係る業務継続のための特別な対策(免震又は制振構造)**／**ライフラインに係る業務継続のための特別な対策(電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上対応、外部電源車からの引込接続対応)**

(2) 事後評価の基準時点の明確化

○事後評価は、事業完了後2年間経過した時点の次年度に実施し、**事業完了時点**を基準(**完了時点の施設を対象**)とする。



その他

○Hf照明を標準 → LED照明を標準に変更

○表現の適正化

○「事業計画の合理性」評価について、「代替案が存在しない場合」の明確化